

新潟県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱

昭和 54 年 12 月 1 日 制定

令和 8 年 3 月 3 日最終改正

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、木材産業等高度化推進資金制度の取扱いに関し、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年 6 月 28 日法律第 51 号。以下「基盤強化法」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和 54 年 6 月 30 日政令第 205 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行規則（平成 5 年 7 月 28 日農林水産省令第 35 号）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 82 号農林水産事務次官依命通知）及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野企第 83 号林野庁長官通知。以下「基盤強化法長官通知」という。）並びに木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成 8 年法律第 47 号。以下「木安法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成 8 年政令第 310 号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成 8 年農林水産省令第 58 号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（平成 8 年 11 月 1 日 8 付け林野流第 105 号農林水産事務次官依命通知）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（平成 8 年 11 月 1 日付け 8 林野流第 106 号林野庁長官通知。以下「木安法長官通知」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(資金措置)

第 2 条 県は、木材関連産業の健全な発展に資するため、予算で定める範囲内において、別に指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に資金の預託を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定により預託を受けた資金の額の 4 倍、3 倍又は 2 倍（別表）に相当する額の資金を第 4 条に定める者に対し貸し付けるものとする。

(合理化計画)

第 3 条 地域振興局長は、新潟県内に住所を有する者であって、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための次の計画（以下「合理化計画」という。）について適当である旨の認定をすることができる。

(1) 事業経営改善計画

生産工程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの

(2) 構造改善計画

次条の(1)と(2)に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する事業の協業化・安定的な取引関係の確立による事業の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするもの

(3) 木材安定供給確保事業に関する計画

木安法第4条第1項に掲げる木材安定供給確保事業に関する計画（以下「木安法計画」という。）

- 2 合理化計画の認定申請は、別記第1号様式による合理化計画認定申請書正副3部に合理化計画書正副3部を添え、申請者の所属する新潟県森林組合連合会、新潟県木材組合連合会を経由して、申請者の所在地（申請者が法人格を有しない団体である場合にあっては、その代表者の所在地）を所管する地域振興局長に申請するものとする。

(1) 地域振興局長の審査・認定

地域振興局長は、申請のあった合理化計画について認定基準により審査し、内容が適当と認められる場合は、速やかに別記第3号様式による合理化計画認定書により、認定しない者については、理由を付して申請者に通知するものとする。

(2) 地域振興局長の認定報告

地域振興局長は、申請のあった合理化計画について認定した場合は、別記第5号様式により知事に認定の報告をするものとする。

(3) 指定金融機関に対する通知

地域振興局長は、合理化計画を認定したときは、別記第6号様式による合理化計画認定通知書を指定金融機関に対し、送付するものとする。

- 3 合理化計画の変更（事業合理化推進の基本的方向の変更及び木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の3割以上の変更に限る。）の申請手続については、前項の規定を準用する。この場合において、「合理化計画認定申請書」とあるのは、「合理化計画変更認定申請書」と読み替えるものとする。

（貸付対象者）

- 第4条 指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、次のとおりとする。ただし、(2)のウに掲げる者にあっては、貸付けを受けることはできないものとする。

(1) 前条の1項の(1)の認定を受けた次に掲げる者

- ア 森林組合又は森林組合連合会
- イ 森林所有者又はその組織する団体
- ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体
- エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体
- オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
- カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体
- キ 造林の事業を行うことを主たる目的とする民法第34条の規定により設立された法人又は第3セクターで素材生産を併せ行う者

(2) 前条の1項の(2)の認定を受けた次に掲げる者

- ア (1)に掲げる者
- イ 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とする者
- ウ 基盤強化法第4条の第2項の第3号の関連業種に属する事業を行う者（以下「関連事業者」という。）又はその組織する団体

(3) 前条の1項の(3)の認定を受けた次に掲げる者

- ア 森林所有者等（ただし、別表3(1)、(3)の資金に限る。）
- イ 木材利用事業者等（ただし、別表3(2)、(3)の資金に限る。）
- ウ 木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体（ただし、別表

3 (3)の資金に限る。)

エ 木材の輸送を業として行う者（ただし、別表3 (3)、(4)の資金に限る。)

オ 木材製品利用事業者等（ただし、別表3 (3)、(5)の資金に限る。)

(貸付資金の種類)

第5条 この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類は、合理化計画認定者が当該認定に係る合理化を図るためにとるべき措置（以下「合理化措置」という。）を実施するのに必要な資金で基盤強化法長官通知の第8の1及び木安法長官通知の第9の9に掲げるものとする。

(資金の内容及び貸付条件)

第6条 前条の貸付資金の種類ごとの資金の内容及び貸付条件は次の各号に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。

(1) 貸付の方法

証書貸付又は手形貸付とする。

(2) 返済の方法

指定金融機関の所定の方法による。

(3) 担保及び保証人

指定金融機関の定めるところによる。

(独立行政法人農林漁業信用基金による保証)

第7条 指定金融機関は、独立行政法人農林漁業信用基金による保証の活用を図ることにより、第5条に指定する資金の貸付けを円滑、かつ、機動的に行うものとする。

(申込手続)

第8条 資金の借入申込の手続きは、次の各号に定めるところによる。

(1) 合理化計画認定者で資金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」とい

う。）は、指定金融機関に対して当該金融機関の所定の申込書に、認定に係る合理化計画書の写し及び当該資金が合理化措置に係るものであることを証する書類を添えて申込みを行うものとする。

(2) 借入申込者で独立行政法人農林漁業信用基金の保証を依頼しようとする者は、前号の申込みの際に独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証依頼書を指定金融機関に提出するものとする。

(指定金融機関の遵守事項)

第9条 指定金融機関は、この運営要綱による貸付けについてはいかなる名義をもってするを問わず、歩積・両建を行ってはならない。

2 指定金融機関は、知事から合理化計画の認定の取消しの通知を受けた場合には、当該事業者に対する木材産業等高度化推進資金の貸付けを停止するものとする。

3 指定金融機関は、知事から合理化計画の認定の取消しの事由が著しく本制度の趣旨に反する旨の通知を受けた場合には、貸付約定書の定めるところに従い、貸付けを行った木材産業等高度化推進資金につきその全部又は一部の期限前償還を行わせるものとする。

(報告及び調査)

第 10 条 指定金融機関は、上半期（４月１日から９月 30 日までをいう。）及び下半期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。）ごとの貸付状況（信用基金による債務保証の状況を含む。）を各上半期にあつては 10 月 10 日、下半期にあつては 4 月 10 日までに知事に報告するものとする。

なお、知事は、その他必要に応じて、指定金融機関から月単位での報告を徴することができる。

2 合理化計画認定者は、毎年の実績を地域機関を経由して知事に報告するものとする。

3 知事は、この運営要綱に基づく貸付けについて職員をして指定金融機関及び借受者について調査させることができる。

(木材産業等高度化推進運営協議会)

第 11 条 知事は、この運営要綱による貸付けを円滑に行うため、木材産業等高度化推進協議会の活用を図るものとする。

2 協議会について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年 4 月 1 日以前に認定された合理化計画に基づく木材産業等高度化推進資金の各資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 8 日から施行し、令和 7 年 3 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 日から施行し、令和 8 年 2 月 25 日から適用する。

別 表（令和 8 年 2 月 25 日適用）

貸 付 資 金 の 種 類		資 金 内 容	貸 付 条 件	
1 事業経営改善合理化資金 (4 倍協調) (3 倍協調) (2 倍協調)	(1) 素材生産等促進資金	素材生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が 1 年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 イ 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 ウ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 エ 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	利率 素材生産等促進資金 〈保証なし〉 短期運転資金（4 倍協調） 年 2.25% （3 倍協調） 年 2.15% （2 倍協調） 年 1.95% 長期運転資金（4 倍協調） 年 2.85% （3 倍協調） 年 2.65% （2 倍協調） 年 2.20% 〈保証付き〉 短期運転資金（4 倍協調） 年 1.85% （3 倍協調） 年 1.75% （2 倍協調） 年 1.55% 長期運転資金（4 倍協調） 年 2.45% （3 倍協調） 年 2.25% （2 倍協調） 年 1.80% 新規需要創出資金 〈保証なし〉 短期運転資金（2 倍協調） 年 1.95% 長期運転資金（2 倍協調） 年 2.20% 〈保証付き〉 短期運転資金（2 倍協調） 年 1.55% 長期運転資金（2 倍協調） 年 1.80%	
	(2) 新規需要創出資金	木材の新規需要の創出に資する木材製品の原材料となる素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が 1 年を越えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 ア 素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 イ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ウ 素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	償還期限 短期運転資金 1 年以内 長期運転資金 5 年以内 （据置期間 1 年以内を含む。） 貸付限度額 一般 素材生産等促進資金 1 億円 新規需要創出資金 1 億円 特例（林野庁長官特認） 素材生産等促進資金 素材年平均生産量 10,000m³ 以上 2 億円 素材年平均引取量 15,000m³ 以上 30,000m³ 未満 2 億円 30,000m³ 以上 50,000m³ 未満 4 億円 50,000m³ 以上 5 億円 木材製品年平均引取量 20,000m³ 以上 40,000m³ 未満 2 億円 40,000m³ 以上 50,000m³ 未満 4 億円 50,000m³ 以上 5 億円	

貸 付 資 金 の 種 類		資 金 内 容	貸 付 条 件																		
2 木材高度加工 資金 (2 倍協調)		(1) 木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（J A S 無垢材に係るものに限る。） (2) 長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を越えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 イ 素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金	利率 〈保証なし〉 <table><tr><td>短期運転資金（2倍協調）</td><td>年1.95%</td></tr><tr><td>長期運転資金（2倍協調）</td><td>年2.20%</td></tr></table> 〈保証付き〉 <table><tr><td>短期運転資金（2倍協調）</td><td>年1.55%</td></tr><tr><td>長期運転資金（2倍協調）</td><td>年1.80%</td></tr></table> 償還期限 <table><tr><td>短期運転資金</td><td>1年以内</td></tr><tr><td>長期運転資金</td><td>5年以内</td></tr></table> （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 <table><tr><td>一般</td><td>1億円</td></tr><tr><td>特例（林野庁長官特認）</td><td></td></tr><tr><td>J A S 無垢材の製造を行う者</td><td>2億円</td></tr></table>	短期運転資金（2倍協調）	年1.95%	長期運転資金（2倍協調）	年2.20%	短期運転資金（2倍協調）	年1.55%	長期運転資金（2倍協調）	年1.80%	短期運転資金	1年以内	長期運転資金	5年以内	一般	1億円	特例（林野庁長官特認）		J A S 無垢材の製造を行う者	2億円
短期運転資金（2倍協調）	年1.95%																				
長期運転資金（2倍協調）	年2.20%																				
短期運転資金（2倍協調）	年1.55%																				
長期運転資金（2倍協調）	年1.80%																				
短期運転資金	1年以内																				
長期運転資金	5年以内																				
一般	1億円																				
特例（林野庁長官特認）																					
J A S 無垢材の製造を行う者	2億円																				

貸付資金の種類		資金内容	貸付条件
3 木材安定供給資金 (2倍協調)		県知事等の認定を受けた木安法計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。）に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金であって、次に掲げるものとする。 (1) 素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「管理経営法」という。）第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。 なお、管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料を含む。 (2) 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費、その他の素材等を加工するのに必要な資金 (3) 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、次に掲げるもの ア 素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 イ 木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金であって、ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 (4) 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金であって、輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用 (5) 木材製品利用事業を行うのに必要な資金であって、木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費、その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	利率 〈保証なし〉 短期運転資金（2倍協調） 年1.95% 長期運転資金（2倍協調） 年2.20% 〈保証付き〉 短期運転資金（2倍協調） 年1.55% 長期運転資金（2倍協調） 年1.80% 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 (据置期間1年以内を含む。) 貸付限度額 一般 3億円 特例（林野庁長官特認） 協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から5パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっては、借受者の償還が適切に行われると認められること 4億円

貸付資金の種類		資金内容	貸付条件
4 林業経営改善資金 (4倍協調) (3倍協調) (2倍協調)	(1) 林業経営高度化推進資金	ア 造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費とする。 イ 素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃 素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が1年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。 ア 素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） イ 造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費	利率 林業経営高度化推進資金 〈保証なし〉 短期運転資金（4倍協調） 年2.25% 長期運転資金（4倍協調） 年2.85% 〈保証付き〉 短期運転資金（4倍協調） 年1.85% 長期運転資金（4倍協調） 年2.45% 伐採・造林一貫作業推進資金 〈保証なし〉 短期運転資金（3倍協調） 年2.15% （2倍協調） 年1.95% 長期運転資金（3倍協調） 年2.65% （2倍協調） 年2.20% 〈保証付き〉 短期運転資金（3倍協調） 年1.75% （2倍協調） 年1.55% 長期運転資金（3倍協調） 年2.25% （2倍協調） 年1.80% 償還期限 短期運転資金 1年以内 長期運転資金 5年以内 （据置期間1年以内を含む。） 貸付限度額 一般 林業経営高度化推進資金 5千万円 伐採・造林一貫作業推進資金 1億円 特例（林野庁長官特認） 林業経営高度化推進資金 施業実施面積 500ha以上 1億5千万円 伐採・造林一貫作業推進資金 素材年平均生産量 10,000m³以上 2億円
	(2) 伐採・造林一貫作業推進資金		

注1 利率の改定があった場合の貸付中の貸付金に係る利率は次によるものとする。

- 1 証書貸付 当初貸付時における利率を当該貸付期間中適用する。
- 2 手形貸付 改定利率を利率改定日以降の手形書替え時から適用する。

注2 貸付利率における保証付きの利率は債務保証（100%機関保証）を利用する場合に適用される。

別記第1号様式

合理化計画認定申請書

年 月 日

〇〇地域振興局長 様
津川地区振興事務所長 様

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫定措置法第4条
第1項の規定に基づき、合理化計画について認定を申請します。

別記第2号様式

合理化計画変更認定申請書

年 月 日

〇〇地域振興局長 様
津川地区振興事務所長 様

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで認定を受けた合理化計画について下記の通り
変更したいので、林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫
定措置法第4条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

- 1 変更事項の内容 別紙のとおり
- 2 変更理由

合理化計画認定書

認定番号

第 年 月 日

名称

代表者 様
構成員氏名 様

〇〇地域振興局長
津川地区振興事務所長

林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫定措置法第 4 条第 1 項（同法施行令第 4 条第 1 項）の規定により、 年 月 日に認定申請のあった合理化計画については、これを適当であると認定する。

（記載方法及び留意点）

- 1 認定番号は、認定年度における通し番号とし、当該年度及び地域振興局名を付して記載する。（例えば、村上 2 7－1）
- 2 法人格を有しない団体（協同事業体）については、あて名を「名称・代表者氏名・構成員氏名」と記載する。
- 3 資金の貸付に当たっては、金融機関が個々に判断するものであり、認定にあたり『「合理化計画」の認定と「合理化計画認定申請書」の資金計画に掲げる木材産業等高度化推進資金の貸付とは、直接結びつくものではない。』旨を付記して通知する。

別記第4号様式

合理化計画変更認定書

認定番号

第 年 月 日 号

名称

代表者 様
構成員氏名 様

〇〇地域振興局長
津川地区振興事務所長

林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫定措置法第4条第1項（同法施行令第4条第1項）の規定により、 年 月 日に変更認定申請のあった合理化計画については、これを適当であると認定する。

（記載方法及び留意点）

- 1 変更後の認定番号は、当該合理化計画の変更回数と、変更年度を認定番号の次に記載する。（例えば、村上27-1（変1-27））
- 2 法人格を有しない団体（協同事業体）については、あて名を「名称・代表者氏名・構成員氏名」と記載する。

別記第 5 号様式

第 号
年 月 日

新潟県知事 様

〇〇地域振興局長
津川地区振興事務所長

木材産業等高度化推進資金に係る合理化計画（変更）
の認定について（報告）

林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫定措置法第 4 条
第 1 項（同法施行令第 4 条第 1 項）の規定による合理化計画の認定について、別
紙のとおり認定したので報告します。

別紙

記載例

合理化計画認定一覧表

年 月 日認定（整理番号 ～ ）

〇〇地域振興局長
津川地区振興事務所長

整理 番号	申請者 住所氏名	認定 番号	木材産業等高度化推進資金借入希望額（千円）					借入希望金融機関 （支店名）	
			資金種類	27	28	29	30		31
1	〇〇市〇〇町 〇番地 (株)××木材	27-1	事業経営改善合理化資金 （素材生産等促進資金）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	△△銀行 ××支店
			計						

合理化計画認定通知書

第 年 月 日 号

金融機関（下記） 様

〇〇地域振興局長
津川地区振興事務所長

林業経営基盤の強化等の促進のため資金の融通等に関する暫定措置法第 4 条第 1 項、第 2 項及び同法施行令第 4 条第 1 項の規定による合理化計画等の認定について、別紙のとおり通知する。

※ 次の指定金融機関に通知する。

指定金融機関名	宛先
(株)第四北越銀行	事務統括部長
(株)大光銀行	取締役頭取
村上信用金庫	理事長
加茂信用金庫	代表理事